

(4) 千葉市新みどりと水辺の基本計画（案）に関するパブリックコメント手続

市民の意見を十分に反映した計画とするため、計画案についてパブリックコメント手続を実施しました。

- 募集期間 平成24年2月1日から平成24年2月29日まで
- 募集結果
 - ・ 意見提出者数 10人
 - ・ 提出意見数 44件
 - ・ 意見を反映した件数 9件
- 主な意見
 - ・ 水辺の計画の記述を充実すべきである。
 - ・ 荒廃状態にある森林を、緩やかでも改善する方向に転換することが必要である。
 - ・ 公共施設の緑化についての記述がないので施策に追加すべきである。
 - ・ 街路樹の計画的な更新などについて言及する必要がある。
 - ・ 埋立前の豊かな海を守ってきた人々のDNAが後世に伝わる計画であって欲しい。

2 附属機関の取組み

(1) 千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会

市長の諮問に応じ、新みどりと水辺の基本計画に関する事項について審議し、市長に答申することを所掌事務とする附属機関である「千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会」における慎重な審議を経て、「千葉市新みどりと水辺の基本計画（原案）」が答申されました。

- 設置条例 **別添1** のとおり
- 委員名簿 **別添2** のとおり
- 委嘱期間 平成22年10月19日から平成24年1月18日まで
- 開催概要 全6回の会議と現場視察会を開催しました。
 - ・ 第1回会議 平成22年10月19日
 - ・ 第2回会議 平成22年12月24日
 - ・ 第3回会議 平成23年 4月18日
 - ・ 第4回会議 平成23年 7月 8日
 - ・ 第5回会議 平成23年10月14日
 - ・ 現場視察会 平成23年11月14日
 - ・ 第6回会議 平成23年12月21日
 - ・ 答 申 平成24年 1月18日



別添3 のとおり



別添 1

千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会設置条例

平成22年6月28日

条例第70号

(設置)

第1条 本市は、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、新みどりと水辺の基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 公募による市民

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別添 2

千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会名簿（所属及び役職は委嘱時）

敬称略、五十音順

	氏 名	所属及び役職
1	池邊 このみ	株式会社ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員
2	伊勢田 政員	千葉市町内自治会連絡協議会 会長
3	伊藤 雅子	自然遊びわかばの会 代表
4	川口 欽司	千葉市農業委員会 会長職務代理者
5	栗田 和夫	まちづくりちば市民の会 代表常任理事
6	桑波田 和子	環境パートナーシップちば 代表
7	小泉 力	公募市民
◎	8 輿水 肇	明治大学農学部 教授
○	9 小林 達明	千葉大学大学院園芸学研究科 教授
10	鈴木 英雄	社団法人千葉市園芸協会 会長
11	土谷 岳令	千葉大学大学院理学研究科 教授
12	平原 由樹	公募市民
13	廣畠 眞知子	千葉市都市緑化植物園みどりの協力隊リープス 顧問
14	森谷 哲夫	坂月川愛好会 代表
15	山崎 誠子	日本大学理工学部 助教

◎会長、○副会長

別添 3 新みどりと水辺の基本計画策定委員会からの答申

近年、人口減少や少子超高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、また生物多様性保全の必要性の高まりなど、社会情勢は大きく変化し、それに伴う社会的ニーズも複雑化、多様化してきており、環境負荷の低減や災害時の防災・減災機能など、多面的な機能を持つ緑地の重要性はますます大きくなってきております。

一方、千葉市は首都圏の大都市にありながら市域の概ね半分が緑に覆われる恵まれた環境にありますが、引き続き緑地は減少傾向にあり、緑地の保全、緑化の推進は喫緊の課題であります。

このような中、当委員会が、千葉市の緑と水辺のまちづくりに関する、今後取り組むべき基本的な方向性について市長より諮問を受け、審議を託されましたことは、大変意義深いものと認識しております。

当委員会は、平成22年10月から23年12月までの間に6回にわたる会議を開催し、専門的見地や市民視点による議論を重ね、別紙「千葉市新みどりと水辺の基本計画（原案）」を作成いたしました。

計画原案の作成にあたり、私たちが最も大切にしてきたのは、千葉市に暮らすあらゆる生命を育む、この豊かな緑と水辺を更に良いものとしながら将来の人たちにつなげていきたいという強い思いであります。

これを受けて、緑の量的拡大から質的向上への基調の転換を図り、多様ないのちが育つ空間を守ること、緑と水辺を活かしてまちの魅力を高め、潤いと賑わいを創出すること、また多くの人々が緑地保全や緑化推進の活動を展開するまちをつくることを基本方向として掲げ、それらを実現するための各種施策や、計画を推進することにより達成すべき将来目標等を計画原案としてとりまとめました。

この計画の特徴といたしましては、行政、市民、企業、団体等の多様な主体の連携・協力により緑と水辺のまちづくりを進めることを基本方向に据えるとともに、市民と共有する計画であるとの認識に立ち、分かりやすさや読みやすさに配慮した構成や表現としたほか、要点を絞った内容とすることで計画全体のボリュームを抑え、従来の行政計画にはあまり類を見ないシンプルな計画とした点などが挙げられます。

市におかれましては、計画原案の内容について十分理解され、計画の策定にあたり反映されるよう要望いたします。

なお、より良い計画となるよう、下記の点について留意されるよう申し添えます。

- 第2章「目指す緑と水辺の姿」において、各地域の将来像のイラストやそこで行動している人が描写されたイメージ図などを挿入し、将来の千葉市の緑と水辺の姿を視覚的に表現すること。
- 第3章「施策の展開」基本方向3において、市民と行政の連携・協力事業や人材育成事業などを一覧表として掲載し、本計画書そのものが「一人ひとりが行動するきっかけ」となるよう工夫すること。
- 計画書作成にあたっては、一人でも多くの方に手にとって読んでいただけるよう、レイアウトや写真などを十分精査すること。